

公の施設への指定管理者制度の導入方針

平成 16 年 2 月

現在、公共的団体等に管理を委託している本市の公の施設のうち、指定管理者制度の対象としないものを除く全ての施設について、平成 16 年 4 月から同制度を導入する。

管理者は、当初においては、現在受託している団体を指定することを基本とし、制度創設の趣旨である市民サービスの向上や行政運営の効率化を図り得る受け皿の存在を確認しながら、順次、公募による管理者の指定を推進していく。

なお、当初の指定の期間は、公募の可能性等を考慮し、1 年間又は 3 年間とする。

指定管理者制度の対象としない施設とは、施設管理等の事実行為のみを委ねているため指定管理者制度を導入する必要のない施設（コミセン、老人憩の家、霊園、駐車場、野草園、交通公園等）であり、これらの施設についても、民間活力の導入による施設の運営を積極的に推進していく。

【施設の性格等に基づく類型化】

行政処分としての使用許可を行い、施設そのものを市民の利用に供することが中心の施設

（市民会館、戦災復興記念館、温水プール・グラウンド等地域スポーツ施設、キャンプ場、仙台スタジアム等）

施設運営を包括的に委ね、施設の機能を活用してソフト事業又は特定者に対するサービスの提供等を行う施設で、的確な民間事業者による代替の可能性を見極める必要があるもの

（青年文化センター、市民センター、区拠点体育館、福祉プラザ、シルバーセンター、障害者施設、児童館・児童センター等）

施設運営を包括的に委ね、施設の機能を活用して政策的、専門的なソフト事業を行う施設で、現時点での的確な民間事業者による代替が困難と考えられるもの

（エル・ソーラ、急患センター、情報・産業プラザ、農業園芸センター、文学館等）

当初の指定期間は、外郭団体を指定管理者として指定する場合は、原則として上記の施設については1年間、及びの施設については3年間とし、外郭団体以外の団体を指定する場合は、3年間とする。

【公募による指定管理者への切替】

- (1) 指定期間を1年間とする施設については、可能な限り早期に公募を行い、概ね3年以内に切り替える。
- (2) 指定期間を3年間とする施設は、施設で実施する事業の性格、適切なサービスの提供が可能な受け皿の有無、部分委託の可能性、受託団体の状況等を勘案しながら、前記施設類型の施設を優先させ、順次公募の実施について検討する。
- (3) 今後の新規の施設については、可能な限り公募により指定管理者を選定する。

指定管理者制度を導入する必要のない施設のうちコミュニティ・センター等の地域開放型施設以外の施設については、可能な限り早期に入札による民間発注を行う。

【直営施設の取扱い】

制度創設の趣旨等を踏まえ、指定管理者制度の導入について検討を進める。